

価格転嫁の円滑化に向けた働き掛け及び伴走支援業務委託仕様書

- ・この使用者は企画提案書作成用である。
- ・企画提案競技終了後、埼玉県は委託候補者と協議を行い、協議が整った場合は仕様書を修正の上、契約を締結する。

1 業務の目的

エネルギー・原材料価格の高騰が長期化し、県内事業者に大きな影響を与えている中、県内企業がエネルギー価格や原材料価格等の上昇分を適切に価格転嫁し、賃金の向上につながられるよう、円滑な価格転嫁の実行に向けた環境整備が必要となっている。

そこで、「パートナーシップ構築宣言」の登録促進による適正取引の推進や中小企業に対する価格交渉ノウハウ獲得に向けた伴走支援を行うことに加え、価格転嫁の好事例を取りまとめて公開することで、価格転嫁しやすい環境整備を行うものである。

2 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

3 業務の対象区域

埼玉県内全域

4 事業対象

県内企業

（県が提供する県内企業のリストを参考とする。）

5 業務内容

本業務は、県内企業に対し、「パートナーシップ構築宣言」の意義を広め登録を働き掛けるとともに、価格交渉に際して課題のある企業に対し、伴走支援により、課題の洗い出しや価格交渉ノウハウの提供等を行うほか、好事例を取りまとめ周知するものである。

具体的な業務は以下のとおりとする。

(1) 価格転嫁相談窓口の設置

ア 設置場所

受託者において専用回線を置く。

イ 稼働時間

12月29日から1月3日及び土日祝日を除く10:00から16:00までとする。

※ サポート時間外は、自動案内サービス等により、利用可能日時の案内を行うこと。

ウ 体制

相談内容の概要を聞き取り対応する者を、1名以上常駐させること。

(2) 価格交渉に関する伴走支援

ア 電話による支援の案内

5(3)の未宣言企業に対する働き掛け及び5(4)の宣言企業に対するフォローアップの架電時に、本支援の案内も行うこと。

また、伴走支援の目標実施件数達成のために必要であれば、県が提供した企業リストを基に追加で架電を実施すること。

イ 支援の受付

(ア) 支援の受付は、5(1)で設置した相談窓口にて行う。

(イ) 対象は、原則として「パートナーシップ構築宣言」登録済みの企業とする。

ただし、未宣言企業が支援を希望した場合は、伴走支援の中で宣言の登録サポートも実施し、伴走支援終了までに宣言登録を行うよう努めること。

(ウ) 相談窓口にて相談内容の概要を聞き取り、相談内容が本事業の趣旨に合っていると認められる場合は、本支援の申し込みを受け付けること。

(エ) 支援についての問い合わせは、企業からの連絡のほか、県内経済団体等の窓口や金融機関の「価格転嫁サポーター(※)」を経由することもあるため、適時適切に対応すること。

※県では、県内企業の役に立つ県の各種支援情報を直接お届けする金融機関の行員を「価格転嫁サポーター」として認定している。

ウ アドバイザーの派遣

(ア) 企業に対して、相談窓口やフォローアップの架電等で聞き取った相談内容の概要を基に、当該企業の課題に精通したアドバイザーを選定し、派遣すること。

(イ) 派遣企業数は200社以上、派遣回数は延べ600回以上とする。ただし、1社当たりの派遣回数は原則3回以内とする。

エ 支援の内容等

- ・ 企業の価格交渉・価格転嫁の課題を洗い出し、その課題解決に資するアドバイス等を行う。
- ・ 県が提供する「価格交渉支援ツール」「収支計画シミュレーター」を積極的に活用すること。
- ・ 受託者が所有する資料等の併用を妨げるものではないため、受託者は、必要に応じて支援に必要な資料を作成し、印刷を行い活用すること。

(3) 「パートナーシップ構築宣言」登録の働き掛け

ア 電話による働き掛け

(ア) 対象

未宣言企業300社以上

(イ) 働き掛け内容

- ・ 「パートナーシップ構築宣言」の意義の周知及び登録の促進

- ・ 「パートナーシップ構築宣言」の登録支援
 - ・ 価格転嫁及び「パートナーシップ構築宣言」登録の懸案等のヒアリング
 - ・ 価格交渉や価格転嫁に係る行政の支援策の周知
- ※ 宣言を検討している企業に対しては、5（2）価格交渉に関する伴走支援の案内を行い、伴走支援の中で宣言の登録サポートも行うこと。

（4）「パートナーシップ構築宣言」登録企業のフォローアップ

ア 電話によるヒアリング等

（ア）対象

令和8年4月1日時点で既に「パートナーシップ構築宣言」を登録している県内企業4,000社以上とする。

（イ）ヒアリング等内容

- ・ 「パートナーシップ構築宣言」の実施状況及び課題とメリット
- ・ 価格交渉や価格転嫁に係る行政の支援策の周知

イ 上記アの対象企業について

指定日時点で「パートナーシップ構築宣言ポータルサイト」の登録企業リストに掲載されている企業

（参考）「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト URL

[「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト \(biz-partnership.jp\)](http://biz-partnership.jp)

（5）好事例集の作成

ア 好事例の収集・整理

受託者は、これまで実施した価格転嫁に関する支援やヒアリングにおいて、「パートナーシップ構築宣言」登録企業の取組や、価格交渉・価格転嫁に成功した好事例を、以下の点に留意しながら収集、整理すること。

- ・ 好事例数は10件を目安に収集すること。
- ・ 好事例の選定に当たっては、企業規模や業種などが偏りすぎないように注意すること。
- ・ 好事例は以下のとおり項目分けし、各項目につき複数の事例を収集すること。
 - ① 「パートナーシップ構築宣言」登録企業の発注者としての取組
 - ② 価格交渉に成功した企業の取組（「収支計画シミュレーター」「価格交渉支援ツール」を活用した事例含む）

イ 好事例集の作成

- ・ 好事例集の原稿はMicrosoft PowerPointで作成すること。
- ・ 1ページにつき1～2件、合計10件程度を記載すること。
- ・ 令和6年度に県が作成した初版に内容を拡充する形で作成すること。当該データは県から提供するものとする。
- ・ 好事例集は冊子で8,000部製作し、通知文を添えて、県内のパートナーシップ構築宣言登録済み企業に郵送すること。
- ・ その他、内容やレイアウト等については、県と協議して決定する。

(6) 各業務の実施状況の報告

5 (2) 価格交渉に関する伴走支援及び5 (3) 「パートナーシップ構築宣言」登録の働き掛け並びに5 (4) 「パートナーシップ構築宣言」登録企業のフォローアップにおいて、電話及び訪問により対象企業から聞き取った事項等については、以下の項目例を参考に報告書等を取りまとめ、一覧表を添付の上、県の求めに応じ月1回以上、電子データで県に報告する。

また、月1回、県と受託者による事業の進捗を確認するためのミーティングを実施する。

なお、取りまとめる方法や一覧表等の様式については、受託者と協議の上、県が指定する。

ア 相談窓口での問い合わせ対応状況（伴走支援の受付状況含む）

イ 価格交渉に関する伴走支援の対応状況

ウ 「パートナーシップ構築宣言」登録の働き掛け及びフォローアップ実施状況

<報告の記載項目例>

- ・ヒアリング日時
- ・接触方法
- ・担当アドバイザーの氏名
- ・企業名（フリガナ）
- ・所在地
- ・面会者の役職・氏名・連絡先（電話・Eメールアドレス（任意））
- ・「5 業務内容」実施状況及び発言記録
- ・その他意見等（働き掛け項目以外の相談や発言等）

6 実施体制

- (1) 受託者は、業務を円滑かつ確実に運営するため、契約締結の後、速やかに受託業務における責任者を指定し、県に報告すること。
- (2) 契約締結の後、速やかに各業務に当たる人員等について記載した実施体制を県に報告すること。
- (3) 「5 業務内容」の(2)、(3)及び(4)を行う者は、中小企業診断士等、中小企業の経営課題に対する助言や支援を行うことができる者とし、企業を対象とした相談業務等の経験があり、本業務の相談内容について精通した者であること。
- (4) アドバイザーの資質向上のため、本業務遂行に当たり必要な研修等を適宜実施すること。
- (5) 経済情勢の変化等により、「5 業務内容」の対象とする企業の業種やフォローアップのヒアリング内容を調整する必要があると県が判断した場合、受託者は柔軟に対応すること。

7 履行期限

「5 業務内容」の履行期限は令和9年3月12日（金）までとする。

8 成果物

本業務における成果物をまとめると以下のとおりである。成果物は納入期限までに電子データ（必要に応じて、紙媒体）で埼玉県に提出すること。

各成果物の様式については、契約締結後に県と協議して決定する。

（1）業務責任者の指定

ア 内容

仕様書6（1）のとおり

イ 納入期限

契約締結日から5日以内

（2）業務実施体制報告

ア 内容

仕様書6（2）のとおり

イ 納入期限

契約締結日から5日以内

（3）相談窓口の問い合わせ状況

ア 内容

仕様書5（1）のとおり

イ 提出期限

適時（月1回以上）及び令和9年3月22日（月）

（4）伴走支援の対応状況

ア 内容

仕様書5（2）のとおり

イ 提出期限

適時（月1回以上）及び令和9年3月22日（月）

（5）働き掛け結果報告書（個票）

ア 内容

仕様書5（3）のとおり

イ 納入期限

適時（月1回以上）及び令和9年3月22日（月）

※最終報告時においては、履行期間全ての個票を改めて県に提出する。

（6）働き掛け企業一覧表

- ア 内容
仕様書5（3）のとおり
- イ 提出期限
適時（月1回以上）及び令和9年3月22日（月）
※最終報告時においては、履行期間内に働き掛けた全ての企業の一覧を県に提出する。

（7）フォローアップ結果報告書（個票）

- ア 内容
仕様書5（4）のとおり
- イ 提出期限
適時（月1回以上）及び令和9年3月22日（月）
※最終報告時においては、履行期間全ての個票を改めて県に提出する。

（8）働き掛け企業一覧表

- ア 内容
仕様書5（4）のとおり
- イ 提出期限
適時（月1回以上）及び令和9年3月22日（月）
※最終報告時においては、履行期間内にフォローアップした全ての企業の一覧を県に提出する。

（9）その他、埼玉県が必要と認めた資料

9 実施報告書

業務の実施結果報告書を下記のとおり提出すること。

（1）提出方法

実施報告書には、事業の全体概要、仕様の各項目における実施状況、事業の総括を織り込むこと。事業の総括では、本事業実施により企業に生じた価格転嫁の効果（コスト高騰に対して価格転嫁の実施割合が〇%上昇など）、及び今後に向けた改善策を記載すること。

（2）提出期限

令和9年3月22日（月）

（3）提出先

埼玉県産業労働部産業労働政策課 戦略会議担当

電話：048-830-3702

Email: a3710-16@pref.saitama.lg.jp

10 その他留意事項

(1) 成果品の帰属

委託により作成された成果品に関する全ての権利は、埼玉県に帰属する。

(2) 秘密の保持

ア 本業務に関し、受託者が県から受領又は閲覧した資料等は、埼玉県の了解なく公表又は使用してはならない。

イ 受託者は、本業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

(3) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）等の関係法令を遵守しなければならない。

(4) 再委託の制限

受託者は、業務の全部又は一部を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ再委託先ごとの業務の内容、再委託先の概要について埼玉県に協議し、埼玉県の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

(5) その他

ア 本業務を実施するに当たっては、地方自治法、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関連法令、埼玉県暴力団排除条例、埼玉県財務規則その他本業務に関連する全ての法令等を遵守しなければならない。

イ 埼玉県及び受託者は信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

また、業務の遂行に当たり、変更の必要又は疑義が生じた場合には、その都度遅滞なく埼玉県と受託者が協議し、受託者は埼玉県の指示に従わなければならない。

ウ 受託者は、委託期間の満了又は解除により契約が終了した場合には、埼玉県が継続して本業務を遂行できるよう必要な措置を講ずるか、又は第三者に移行する業務を支援すること。これに必要な措置又は支援の具体的な内容は、埼玉県と協議の上、定めるものとする。

エ 本業務の実施目的を理解し、事業者や県民等の信頼を損なわないよう、品位を持ってトラブルが発生しないよう業務に従事すること。

オ 本業務において、県民や企業等から苦情を受けた場合には、対応後、速やかに埼玉県に報告すること。

カ 本業務中に生じた事件及び事故は、受託者が責任をもって処理すること。また、事件及び事故が発生した場合は、速やかに埼玉県へ報告すること。

キ 本仕様書に定めのない事項については、埼玉県と受託者が協議し決定する。